

○中村芳信委員長

それでは、ただいまから中山間地域・離島振興特別委員会を開会をいたします。

5月末の委員会の視察、岐阜県等々伺いました。今回も厳しい日程でございましたですけど、皆さんの御協力をいただきました。おかげさまで成果のほうも結構あったというふうに思っておりますので、本当に御協力ありがとうございました。

本日は、まず、地域振興部から、小さな拠点づくりの進捗状況、それから、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法について、また、農林水産部から、令和7年度のツキノワグマ生息状況の調査について報告を受けたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速、所管事項の調査に入ります。

はじめに、本日御出席の加藤地域振興部長並びに山本農林水産部長から御挨拶を受けることといたします。

加藤地域振興部長。

○加藤地域振興部長

おはようございます。中村委員長、角副委員長をはじめ、委員の皆様方には、中山間地域・離島振興施策などに関しまして、平素より格別の御支援、御指導を賜っております。厚くお礼を申し上げます。

さて、中山間地域、離島では、人口減少、高齢化が進む中、担い手不足の深刻などにより、地域コミュニティー、日常生活に必要な機能サービスの維持確保が一層厳しくなるなど厳しい状況にあります。こうした状況の中ではございますが、今年度は、第2期島根創生計画、そして、これに連動いたします第6期の中山間地域活性化計画の2年目の年でございます。第6期中山間地域活性化計画では、中山間地域において、県民の皆様が今後も住み慣れた地域で安心して住み続けることができますよう、人・暮らし・仕事、この3つを重点施策の柱に掲げ、引き続き、市町村、県庁内の各部局と連携し、中山間地域の活性化に向けて取り組んでいるところでございます。

その暮らしの取組の一つでございます持続可能なコミュニティーづくりに向け、住民の皆さん同士の話し合いを通じ、地域運営の仕組みづくりを行う小さな拠点づくりを引き続き進めておりますが、この進捗状況につきまして、この後、御報告させていただきます。

また、平成28年4月に議員立法によりまして成立いたしまして、翌平成29年4月から10年の時限立法ではございますが、いわゆる有人国境離島法が今年度の末で期限を迎えます。法の延長、拡充に向け、これまで関係都道府県の協議会による要望ですとか、県の重点要望を行ってきたところですけども、先般6月24日に、国会のほうへ改正法案が提出されたということでございまして、本日は、その概要についてこの後説明させていただきます。

本日は、以上2点を御報告させていただきたいと存じます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村芳信委員長

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

おはようございます。中村委員長、角副委員長をはじめ、委員の皆様、日頃から大変お

世話になっております。

冒頭、私から1点だけ御報告いたします。今月17日に邑南町におきまして、ツキノワグマの人身被害、発生いたしました。命に別状はないと報告を受けております。今般の事案は、森林作業中の方が被害に遭われたものでございます。このため県としては、作業に当たられる林業関係者、あるいは土木工事関係者の方に対して、改めて注意喚起を行ったところでございます。引き続き、市町や警察などの関係機関と一体となった被害防止に努めてまいります。

本日、農林水産部からは1点御報告いたします。昨年度に実施したツキノワグマの生息状況調査の結果についてでございます。この調査は、広島県、山口県と共に3県共同で5年ごとに実施しているものでございます。その結果を踏まえ、また、国が示すガイドラインを参照しながら、ツキノワグマの来年度からはじまる次期管理計画を今年度中に策定することとしております。また、本日の調査結果だけでなく、要所要所でこの委員会にも御報告させていただきますので、どうぞ御指導のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本日、和田参事が体調不良のため欠席させていただいております。御了承いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村芳信委員長

それでは、本委員会に関係する項目につきまして、執行部から説明を受けます。

はじめに、小さな拠点づくりの進捗状況について、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法につきましての2項目について、地域振興部から説明をお願いします。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

寺本中山間地域・離島振興課長。

○寺本中山間地域・離島振興課長

それでは、地域振興部から2つの項目について御説明をいたします。

資料1ページをお願いいたします。最初は、小さな拠点づくりの進捗状況についてであります。まず、1ポツの取組状況につきましては、表の右端にありますとおり、令和7年度末時点で156の公民館エリアで取組が進められております。これは、その下に記載をしておりますKPIの目標値である160には届きませんでした。このことについて御説明をいたします。

表の欄外に米印でお示ししておりますaの取り組んでいるエリア数、それから、bの中山間地域全体のエリア数、いずれも松江市八束地区、出雲市伊野地区が外れ、マイナス2となっております。これは、この2つのエリアが中山間地域から外れたことに伴い、小さな拠点づくりの対象からも外れたことを示しております。bを分母、aを分子に例えますと、分母も分子も2減少したということでございます。これとは別に、新たに達成したエリアが1増えましたので、令和6年度との比較を分母と分子の関係で申し上げますと、251分の157から249分の156に変わり、表の一番下の行にお示ししております進捗率は62.7%と、僅かですけれども上昇となりました。したがって、実質的には1増加ではあるものの、見た目マイナス1となっているということになります。ただ、いずれにいたしましても、KPIの目標値には達しませんでしたので、今年度は再び達成となるようしっかり取り組んでまいります。

ちなみに、この４月以降の動きといたしまして、既に２つのエリアが達成となりましたほか、あと幾つか上積みができそうなところもございます。したがって、本日時点で申し上げますと、１５６から本日で１５８プラスアルファというところは見込まれるということでございます。

これに関連いたしまして、資料飛びまして３ページに、島根県の地図を載せたものがありますので、そちらのほうを御覧ください。この資料は、今年３月末現在の小さな拠点づくりの進捗状況を地図に落としたものになります。宍道湖・中海周辺のグレーに色分けされているところ以外の地域は、全域が中山間地域に指定されております２４９の公民館エリア等となります。地図上でピンクで着色した箇所が、住民同士の話し合いにより策定した計画に基づき生活機能の維持確保のための実践活動に取り組んでおられる１５６の公民館エリアとなります。

なお、この地図の見え方につきまして、過去の本委員会におきまして、ピンク以外の地区では、住民の方の活動実態がないといったような印象を与えかねないのではないかとといった御指摘がございました。この点にも留意した上で、この後、少し詳しく御説明をいたします。

ページお戻りいただきまして、再度、１ページをお願いいたします。２ポツの実践活動の状況について説明いたします。（１）は、ＫＰＩを達成した１５６の公民館エリアで行われております活動区分ごとの取組地区数となっております。傾向といたしましては、取組を進めている１５６地区のうち高齢者支援、防災、草刈り・水路等の清掃に取り組む地区が、全体の５０％を超えている状況となっております。

（２）でございますけれども、これらの様々な取組の中から主な取組事例といたしまして、こちらの表の区分で申し上げますと、買物支援、子育て支援、除雪、生活交通の区分の事例をそれぞれ挙げさせていただきました。

別途資料を御用意しておりますので、資料飛びまして、４ページを御覧ください。お示ししておりますのは、奥出雲町三沢地区の移動販売車が高齢者の方の御自宅まで訪問する買物支援の事例でございます。

続きまして、５ページをお願いいたします。大田市三瓶町志学地区の放課後子ども教室の取組です。住民ボランティアの方が、小学校の協力を得て空き教室を活用し、子どもの居場所づくりに取り組んでおられる事例でございます。

続きまして、６ページをお願いいたします。飯南町谷地区における、自力では雪かきが難しい高齢世帯などを地域の有志の方が支援する有償の除雪ボランティア、スノーレンジャーの事例になります。

続きまして、７ページをお願いいたします。大田市温泉津町井田地区の定額の乗合タクシー運行の事例でございます。平日、月額３，３００円で乗り降り自由となっております。運行経費を捻出するために、地区で特産品を開発・販売し、経費の一部に充てておられます。

ページ、お戻りいただきまして、２ページをお願いいたします。（３）は、ＫＰＩが未達成となっている９３地区がどういった状況にあるかを示したものでございます。表の欄外の米印にもありますけれども、この表は、地区によっては複数項目に該当する場合がございます。こうした状況から、未達成となっている地区がどのような現状であるのかを、実

際に現場に出かけましたり、県の各合同庁舎に配置しております現場支援スタッフや中山間地域研究センターのスタッフから聞き取りを行いまして、未達地区の現状として主なものになりますけれども、3点まとめましたので説明をいたします。

1点目ですけれども、項目の④、⑤に関する内容といたしまして、地域住民の皆さんによる勉強会の開催ですとか、計画策定や地域運営組織の成立が予定されているなど、実践活動に取り組む準備、つまり、未達成の地区から達成地区へと移行する準備が整いつつあるといったことが期待されるエリアが幾つかあるといった状況がございます。

それから、2点目ですけれども、①、②、⑥、⑦に関する内容といたしまして、社会福祉協議会等の別の組織によりまして、地域の課題解決に向けた何らかの取組が行われてはいるものの、住民主体による地域運営組織の設立や計画策定への機運が高まりにくいといった状況が見受けられるエリアがあるという点でございます。

それから、3点目ですけれども、これは③、⑥、⑦に関する内容といたしまして、公共交通機関や買物、医療等、日常生活に必要なサービスが比較的維持をされているということで、住民間での話合いや実践活動の必要性を感じにくいといったエリアも見受けられたところでございます。

こうした現状に対しまして、県の取組支援として、その下のところに3点ほどまとめておりますので、説明をいたします。

1点目は、先ほど部長からの挨拶にもございましたけれども、第6期の中山間地域活性化計画を策定いたしました昨年度から、いわゆる人の支援ということで、地域の担い手の確保・育成を目的とした研修会の開催やアドバイザーの派遣を実施しております。ちょうど昨日、日曜日でございましたけれども、県主催の担い手育成研修を雲南市三刀屋で開催いたしました。県東部6市町から参加された70名ほどの方々が情報共有や意見交換をされました。今週末は吉賀町でも実施をいたします。今後、西部、隠岐地区でも順次実施をしてまいります。

2点目ですけれども、市町村担当職員、県の現場支援スタッフ、中山間地域研究センター研究員などが、実践活動や話合いの場に参画するなど、伴走支援を継続して実施しております。

3点目ですけれども、公民館エリアごとに将来人口をシミュレーションできる機能がございます「しまねの郷づくり応援サイト」を令和8年3月に更新をいたしまして、住民同士の話合いに活用いただいているほか、サイト内で県内各地の好事例を掲載しております。

このことに関しまして、資料飛びまして、8ページを御覧いただけますでしょうか。「しまねの郷づくり応援サイト」のこのたびの更新概要をお示ししております。下のほうを御覧いただきますと、ポイントを2つほど上げております。1つ目が、より見やすく使いやすいデザインに更新し、スマートフォンでも見やすく印刷もしやすい設計にしております。2つ目が、若い世代にも地域の現状や将来に関心を持ってもらうきっかけとして、子ども向けページを新設し、調べ学習などにも活用していただきたいと考えております。

また、先ほど御紹介した4つの各地の取組事例、4ページから7ページの資料は、このサイトにも掲載して広く周知を行っているところでございます。

小さな拠点づくりの取組に関しましては、市町村と連携・協力いたしまして、引き続き各地区の実情に応じて必要となるサポートを行い、生活機能の維持確保を図ってまいります。

す。

次に、資料 10 ページをお願いいたします。次の項目は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法、いわゆる有人国境離島法についてであります。来年 3 月までの 10 年間の時限立法ということで、法の延長に向けた動向につきましては、3 月の本委員会でも御報告したところですが、先日、改正法案が国会に提出されましたので、本日は、その概要を中心に御報告をいたします。

まず、1 ポツの法律の概要ですが、(3) からお願いいたします。これまで法に基づき、①から③に記載のとおり、航路・航空路運賃の低廉化、輸送コストの支援、雇用機会の拡充などの施策を国の交付金を財源として実施することで、隠岐諸島を含む特定有人国境離島地域における地域社会の維持に寄与しているところでございます。

次に、2 ポツの法の延長・拡充に向けた最近の状況といたしまして、先月の 5 月の 18 日でしたけれども、関係 8 都道県で構成いたします全国協議会として、また、6 月 2 日には、県の重点要望を行ったところでございます。

次に、3 ポツの改正法案の概要について御説明をいたします。(1) に法律の名称を記載しておりますが、国会の提出日は 6 月の 24 日で、翌 25 日に衆議院で可決され、本日現在、参議院で審議中という状況でございます。

改正の具体的な内容ですが、(3) からお願いをいたします。まず、都道県の責務が新設されております。これは、離島振興法にも類似の規定がございますけれども、県に、国との連携を図りつつ必要な施策の策定と実施をするよう求める努力義務規定となっております。

資料 11 ページ、お願いいたします。(4) ですが、滞在型観光の促進に関する規定の追加であります。滞在型観光の促進は、現行法においても交付金の対象となるメニューの一つであり、宿泊と体験がセットになったお得な乗船券の販売や、飛行機の直行チャーター便による旅行商品の造成などが行われてきたところですが、現行法上は、雇用機会の拡充の項目に含まれているところであります。今回の改正法案の中では、滞在型観光の促進を独立した項目として明記して、他地域との交流拡大をより一層図ることとされたところでございます。①は、法の成立後、国が策定する基本方針への追加について、②は、国の基本方針に合わせて県が策定する計画への追加について、③は、国や地方公共団体が滞在型観光の促進について適切な配慮を求める配慮規定の追加について記載してあります。

(5) は、法の期限の延長等についてであります。①は、令和 9 年度からさらに 10 年間の延長を、②は、5 年経過後に必要な見直し等を講じることが盛り込まれております。

(6) は、隠岐地域と同様に、交付金の対象となります特定有人国境離島地域の追加についてであります。資料 12 ページをお願いいたします。こちらは、現行の制度をお示した国の資料になります。今回の改正が反映された資料はまだ国から示されておりませんので、こちらの資料で説明をさせていただきますので、御容赦のほどをお願いいたします。

左側の日本地図のところに、有人国境離島地域が全て示されております。このうち赤で示された箇所が、国の交付金の対象となります特定有人国境離島地域であります。今回新たに、青字で示されております有人国境離島のうち北海道の天売・焼尻、山形県の飛島、東京都の伊豆諸島北部地域の 5 つの島のうちの一部、具体的には新島・式根島、それから

新潟県の粟島が追加されるということでございます。

資料11ページにお戻りください。4ボツの今後の主な流れといたしまして、来月の国会会期末までに法が成立いたしましたら、9月頃には国により基本方針の骨子案が示され、来年の1月頃には基本方針の案が示されるのではないかと想定をしております。県といたしましては、国の基本方針を踏まえまして、有人国境離島計画の検討、策定の作業を行ってまいります。県計画の具体的な内容などにつきましては、本委員会に適時報告し、御議論いただきたいと考えております。

地域振興部からの説明は以上でございます。

○中村芳信委員長

それでは、質疑を受けることといたします。

ただいまの説明に対しまして、質疑、意見等がございましたらお願いをいたします。

なお、発言の際には、お手元のマイクのスイッチを入れて発言をいただきますようお願いいたします。

大国委員。

○大国委員

有人国境離島法に関わってですけれども、今回の定例会で、常任委員会では既に報告等されていると思うんですけれども、隠岐汽船の体制が、3隻の期間が減って2隻ということになると。中山間地域・離島振興のこの特別委員会でもしっかり議論する必要があるのではないかとこのように私は考えています。

この間の経過を見ますと、人材確保対策計画というのが策定されて、3年間の計画で今が2年目ということになると思います。この中で、主な取組ということで採用活動の強化、それから待遇の改善、職場環境の改善ということで、これは、ですから昨年度の段階から問題意識を持って取り組まれているということになります。その一方で、報道等でもありますし、議会でも、常任委員会等でも報告があったとおり、人員の確保が非常に厳しくなっていて、それがなかなか改善されてこない、いろいろ取組はしてるんだけど、改善の方向に向かってないと、努力はされてるんでしょうけれどもね。この問題どう捉えるかっていうところで、県としてしっかりこの問題に危機感を持って、やっぱり正面から受け止めて、本気でこれを改善していくという構えがまず大事じゃないかなというふうに思ってます。私が申し上げるまでもなく、この隠岐航路というのは、住民の皆さんからすると非常に日常の欠かせない交通手段でありますし、それから、観光の面でも欠かせないものとなっている中で、今これ、ともすれば、悪循環に陥るのではないかと非常に危惧しています。

あわせて、隠岐の広域連合等で当然これは議論されてることだとは思いますが、広域連合の中でも町村によって捉え方が違うかもしれないし、ぜひ県レベルの段階で、一つ一つの町や村に対して個別の聞き取りも含めて、やっぱりよく、どう言ったらいいですかね、それぞれの町が考えている課題、認識は何かというところをしっかりとつかむ必要があるのではないかとこのように思ってます。

これ、今回のこの有人国境離島法で運賃の低廉化とかこの間やられてきていて、確かに利用料金の面では抑えられてっていう成果は一つあると思うんですよ。運賃が抑えられたとはいえ、この間、値上げがあったりもしてます。サービスが向上しているかというところ、

人員不足も相まってサービスが向上してるともなかなか言い切れない状況もある中で、どうこれ解決に向かっていくのかという点で、部長のほうからコメントいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中村芳信委員長

加藤地域振興部長。

○加藤地域振興部長

ありがとうございます。隠岐航路について御質問がございました。議員御指摘のとおり、隠岐航路といいますのは、島民の皆様、それから観光客、ビジネスなど、移動の手段ですとか生活必需品などの輸送、それから産業振興など、幅広く影響する隠岐全体を支える重要なインフラだということは言うまでもございません。

御指摘いただきましたように、隠岐汽船の一企業という話ではなく、先ほど申し上げました重要な位置づけ、役割を担っている航路でございますので、隠岐汽船はもとより、隠岐の4町村、それから広域連合、島根県といったところで、連携して人材確保の計画をつくったところでございます。おっしゃいましたように、今、これに基づいて、いろんな施策、採用活動の強化ですとか待遇の改善、それから職場環境の改善といったところを取り組んでおられます。一方で、御指摘がありましたように、ある程度、採用の実績といいますか進捗はあったものの、離職される方も多くおられて、その分だけ増えてないという、そのとおりでございますけれども、確かにこの採用計画の取組というのは、新しい人を取り込んでいくということに加えて、今いらっしゃる、一生懸命働いておられる社員の皆様、これをどう守っていくかということがセットでありますので、どちらか一方をやって、どちらか一方が欠かせないということじゃなくて、セットだというふうに思っていますので、先般の減便の発表というのは、さらなる離職ということに基づいてなったということでございますので、今ある皆さんの職場環境の整備ですとか、そうしたものも当然今の計画にありますので、県ももちろん一緒になってといいますか、関係者で連携して、今の状況をまず確認すると、進捗状況を確認するといったところと、さらにその中で具体的に深掘りしていくことはないのかといったこともあろうかと思います。そういったことも含めて、まずこういった進捗をしっかりと確認していくこと、どこにどういった問題があるのかということのを改めて確認するといったことをこれからしていけないというふうに思っております。

もう一つ、委員のほうから、町村によって考えやいろいろ課題が違うんじゃないかという御指摘がございました。町村それぞれの皆様の考えというのも当然ある、違うところもあろうかと思いますし、島前、島後といったところの状況もまた違うというようなこともあろうかと思います。そういったところも、これからいろんな協議会の場とか、ワーキングとかいったところで意見をしっかりと聞くということはやっていこうと思いますし、私も、これまでも意見を隠岐4町村の皆さんから聞き取っておるんですけども、私自身も、隠岐航路も含めてなんですけども、この有人国境離島全体も含めて、隠岐地域の置かれている様々な諸課題、こういったものを含めて直接お話を聞いて、人材確保策の取組に生かしていきたいというふうに思っております。お話をしっかりと聞いて、県も一緒になって連携して取り組んでいくということには間違いなく取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○中村芳信委員長

大国委員。

○大国委員

離島からすると、隠岐からすると、このフェリーの航路っていうのは、我々でいうところの国道に、道路に値するところだと思うんですよ。ここがどんどんどんどん細っていくっていうことは、もうこれハード、ライフラインが断たれると同じようなことになりますので、釈迦に説法で申し訳ないですけども、そういう重要なものがどんどんどんどん縮小していく、そういう悪循環に陥りかねないそういう事態だという認識で、危機感を持って対応していただきたいというふうに思います。

同様に、例えば医療とか介護とかでも、これはなくてはならないインフラになるわけで、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる人たちをしっかりと支える、若い人がきちっと定着する、なぜ定着しないのかっていうところをしっかりと掘り下げて対応するというところが肝腎かなと思ってますんで、よろしく願いしたいと思います。以上です。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

今、大国委員が言われましたので、細かいことは言いません。今まで以上に危機感を持ってよく聞き取っていただいて、細かいことへの対応もお願いしたいっていう意味では、また別の場面で議論もしたいと思うんですが、大枠で申し上げますと、この社員不足によるその交通体系が危機に瀕している、交通体系というと、もう旅客だけの問題ではなくて物流ですよ、運搬船の問題もあれば、あるいは魚の運搬船の問題もある。我々今までは、人口減少による乗客の減少によってこの航路の維持が難しくなるんじゃないかというような視点でこれまで捉えてきたのが、いよいよ船員不足によって航路の維持が難しくなるといふ新しい局面にもう完全に入ってるわけですので、これは別に隠岐に限らず全国の問題であります。

そこで聞くんですけども、有人国境離島法の延長の国における議論の中で、全国の船員不足について、いろんな施策はあるんですけども、この施策の大前提が交通体系ですから、ここへの議論っていうのはどういうふうなものであったか、承知してることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○中村芳信委員長

寺本中山間地域・離島振興課長。

○寺本中山間地域・離島振興課長

御質問ありがとうございます。有人国境離島法の改正の議論の中における船員不足等々に関する国の議論の動向ということのお尋ねだったかと思います。

先般の5月18日に関係都道県で要望活動を行いましたということで申し上げましたけれども、その中で、幅広く船舶輸送、それから船舶の建造等に関しても、物価高騰ですとか資材の高騰、それから、今、人員の確保に関しても、離島特有の事情でなかなか確保が難しいという大きな共通課題は、他の航路、他の都道県でも、大きな意味では共通の課題認識がありますので、そういったところの支援に関しても、その要望活動の中には盛り込んで、先般、協議会として要望を行ったところでございます。今回の改正法の中に、具体

的にその改正の内容で盛り込まれたということではございませんですけども、国も課題認識、特に船の、先ほどの御質問は人員のことでしたけども、特に建造等に関しましては、全国的になかなか、特にジェットフォイルに関しては、計画的に建造しないと企業のほうもなかなか計画が立てられないというような話もございましたので、そういったところは非常に国も人員と、それから航路の確保ということに関しては、様々な意味で課題を認識されたというふうに思っております。以上です。

○中村芳信委員長

嶋田交通対策課長。

○嶋田交通対策課長

交通対策課の嶋田でございます。有人国境離島法以外の関係での他の航路の状況において御説明させていただきますと、先ほど寺本課長からもお話がございましたとおり、船員不足が全国的な課題でございます。例えば鹿児島県の奄美ですと、減便により週5便が4便になり寄港地が見直しされておりましたり、長崎県五島列島でも高速船について、もう日曜日と月曜日が全便運休になったりしているような状況でございます。

島根県におきましては、先ほど加藤地域振興部長からも御説明しました取組をいろいろやっております。また、重点要望におきましても、船員不足解消に向けた支援措置を講じること国に要望しているほか、4月には全国知事会としましても、ほかの都道府県と共同で船員確保のさらなる充実というものを要望してきておりますので御説明させていただきます。以上です。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

ありがとうございます。

いずれにしても隠岐汽船だけで解決できる問題ではない、あらゆる手だてを既に講じてるんですね。当然、地元町村、あるいは県だけでも解決できる問題ではない。もう国のほうも重要課題だという認識の下に、国のほうに訴えかけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○中村芳信委員長

坪内委員。

○坪内委員

この有人国境離島の関係で、地域社会の維持を図るための3つの施策というところで、①と②の航路・航空路運賃の低廉化とか輸送コストの支援っていうのは、この間やってこられたっていうのがよく分かるんですけども、この③の雇用機会の拡充っていうところが、具体的にどういう取組があったのかっていうのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○中村芳信委員長

寺本中山間地域・離島振興課長。

○寺本中山間地域・離島振興課長

有人国境離島法における雇用機会の拡充というところの御質問でしたけれども、様々な業種、いろんな分野の取組がなされておまして、例えば、ゲストハウスを始めるに当た

っての開業資金の支援でございますとか、あとはオーソドックスなところでいうと、飲食業で、今、滞在型観光というのが中にセットで入っていると申し上げましたけども、そういった観光の促進とセットでというか、両方の目的を満たすということで飲食業ですとか宿泊業の開設ですとか、一つ一つの雇用人数につきましては年次計画を立てて申請するんですけども、そんなにたくさん、いきなり何十人もというのは難しいんですけども、1年に1人ずつですとか、3年後に2人ですとか、そういった計画を立ててこつこつと、スモールビジネスではないですけども、そういった起業ですとか事業の拡大というところを、少人数の雇用が多いですけども、そういったものを集めて実施をいたしております。

○中村芳信委員長

坪内委員。

○坪内委員

今お話があったものとかが対象になってるんだろと思うんですけども、私も今、隠岐の広域連合のほうに参加させていただいている、議会のほうに参加させていただいて、病院とか福祉事業所なんかも拝見させていただくんですけども、そういったところももちろん人手不足が進んでいるというふうに受け止めていて、先ほどの大国委員、吉田委員の話にもあったかと思うんですけども、延長に関する議論の中で、今、①②③とあるこの対象を広げるというか、もっと医療とか福祉とか、そういったものにこういった交付金だとか補助を使えるようにしようという議論が、国のほうで改正に向けての中であるのかどうか。滞在型観光ももちろん重要な視点だと思うんですけども、それ以上にあの地域、隠岐の島で暮らす上で、医療とか介護とかっていう欠かせない部分に対する支援っていうのが、この法律の中で対応されていくほうが意味があるんじゃないかなというふうに感じてまして、その辺の議論の状況っていうのを教えていただきたいなと思います。

○中村芳信委員長

寺本中山間地域・離島振興課長。

○寺本中山間地域・離島振興課長

お答えいたします。医療・介護・福祉、そういった分野に従事されている方、あるいは、医療・介護の確保というところについて、有人国境離島法の延長の議論の中でどうなっているのかという御質問だったかと思います。

おっしゃいますとおり、法律の目的が、こういった地域に住み続けていただくということが非常に重要ということでございますので、昨日の地方創生・行財政改革調査特別委員会のところでも議論がございましたけれども、医療や介護に必要な社会基盤の整備というところ、特に離島地域では人員確保も難しいというところもございますので、当然、重要なことでございます。

先ほど申し上げた要望活動の中では、幅広くそういったところも押さえておりまして、一つの考え方といたしまして、そういった従事者の方が定住されるのか、あるいは頻繁に本土から行き来していただくというようなことも含めて確保と幅広く考えますと、先ほどの運賃の低廉化の対象に、そういった医療従事者、福祉に従事されてる方が本土から応援なり、しばらくいていただくということも含めて、低廉化の対象にしてももらえないかというような要望は以前から県としてもしておりますし、今回の協議会の要望の中でも入れております。それに加えまして、先月の要望活動の中では、医療・介護サービスの提供体制

の維持ということも項目の一つに掲げて要望しております。ただ、今回の改正の中にそのことが盛り込まれたということではないので、引き続き粘り強く、可決されれば10年延長されるということでございますので、少しでも実現化するように働きかけ等をしてまいりたいと思っております。

○中村芳信委員長

坪内委員。

○坪内委員

ありがとうございました。

必要に応じて見直しが行われるということだと思いますので、そういった部分についてこの法律で対応してもらえるように、引き続き取り組んでいただければなというふうに思います。以上です。

○中村芳信委員長

野津委員。

○野津委員

この有人国境離島法で、県の皆さんの受け止めをちょっとお聞きしたいんですが、この有人国境離島法は議員立法でできて、議員立法でできた当時の立法事案として、この有人国境の離島がやっぱり大事だということでこの法律ができた。だけど、この法律をつくったときよりも今のほうがはるかに状況は改善されていなくて、よりこの法律を強化しなきゃならない、まさに今までの委員の皆さんがおっしゃられましたけども、強化しなきゃいけないときに、今この追加の新規のところで、県の責務だとか、滞在型観光だとか、非常にこう、私個人のぱっと見た受け止めは、これ本気でやる気があるのかなっていう形にしか見えないんですけども。県の皆さんから見て、先ほど要望してたこと、これ引き続きやるって言って、ある程度ここに一方で5年ごと、そもそも10年ごとだけど5年ごとに見直すよってということが書いてありますけども、この辺、県の皆さんのこの有人国境離島法にのっけてほしかったこと、けどのっからなかったことも含めて、新しい有人国境離島法の受け止めというか、こういうのを、もしよかったらお聞かせ願えればと思います。

○中村芳信委員長

寺本中山間地域・離島振興課長。

○寺本中山間地域・離島振興課長

今回の法律の改正の内容についての受け止めでございますけれども、確かに、何か項目がたくさん増えたというか、いろんな条件が物すごく緩和されたとか、要望している内容や分野からすると、そういった状況ではないところもあるかと思います。例えば運賃の低廉化の関係で申し上げますと、介護などを理由に帰ってこられる方などは一部対象になっておりますけども、基本的には島民の方しか対象になってないということで、往来を活発にしないと、先ほどの医療の話もそうでございますけれども、環境が維持されないというところがございまして、そこに関しては他の関係都道県も含めて、運賃の低廉化のところの対象を大幅に広げてほしいというようなところは、先般の要望のところでも申し上げたところでございますけれども、今回そういったところまでには至ってないというところがございまして。ですので、繰り返しになりますけれども、今後も引き続き、そういったところを中心に働きかけていくということでございます。

何かを緩和しようとするれば予算を伴う、財源を伴うわけですがけれども、現行法が今10年目ということで、過去9年間、国費ベースでいうと50億円という予算でずっと横ばいだったんですけれども、今年度からはじめて55億円ということで、国費ベースの5億円ですけれども増ということで、いろんな物価が上がっているとかそういった事情もありますので、いろんな解釈の仕方はあると思いますけれども、増額されたというところも含め、来年度、どのような形でそれを盛り込んでいただけるかというところも注視していきたいと思っております。

○中村芳信委員長

野津委員。

○野津委員

さっきおっしゃられたみたいに、この有人国境離島法、決して大きな財源が国の中で動いているわけじゃないと思うんですよ。そこに県もお付き合いをしながら、県は県費の中で付き合っていかなといけんとか、そこら辺も含めて、多分本当は、もっと国へきちんと県費の負担の、今度県の責務なんて書いてありますけども、逆にもう少し国が責任を持って県費に対してもっと支援を拡充していくとか、県が乗っかりやすいように、もっと国がどんどんやるべきだろうと私は思っています。これに対して答えは要りませんけれども、逆にもう少し議員サイドもというか、政治サイドでも改めて要望をちょっと強めていかなきゃいけないというふうに改めて思ったところです。以上です。

○中村芳信委員長

ほかにございますか。

内藤委員。

○内藤委員

中山間地域のKPI未達地区の資料があるんですけど、その点について少し質問してみたいと思います。これを見ますと、①の地区社会福祉協議会など他の組織の活動により取組が行われているのが約4割で、一方、⑥で機運が醸成されないというのが57%あります。全体とすると、やっぱり中山間地域っていうのは人口減少はやむを得ないものの、人口減少率が平たん部、あるいは都市部と比べると、今後もおお人口減少率が高いんですけれども、もう一つの地図でいいますと、割と県の中央部というか、大田市とか、あるいは邑智郡であるとか、鹿足郡であるとか、そういうところに比較的取り組んでいない地域が見受けられまして、こういうふうな結果というものは、これは令和8年の3月の資料に基づいた結果なんですけれども、公民館に恐らくヒアリングしてこういう結果が出るわけですが、結果というものは、公民館にお返ししていらっしゃるのでしょうか。

○中村芳信委員長

寺本中山間地域・離島振興課長。

○寺本中山間地域・離島振興課長

KPI未達成地区についてのお尋ねだったかと思えます。

当然、全地区ヒアリングといいますか聞き取り、コミュニケーションを取って、その結果、丸かバツかということではございませんですが、状況については、認識は共有をしております。

○中村芳信委員長

内藤委員。

○内藤委員

認識の共有ということは、この結果についても、それぞれの公民館にお返しをしていらっしゃるということでもいいでしょうか。

○中村芳信委員長

寺本中山間地域・離島振興課長。

○寺本中山間地域・離島振興課長

失礼しました。結果も共有してるかしていないかといえば、しております。

○中村芳信委員長

内藤委員。

○内藤委員

問題は、この何らかの取組が行われているっていうのはともかくよしとしましても、機運が醸成されていないところが57%もあるということ、ここら辺を、やっぱり基礎自治体になる市町村と連携してもう少し機運の醸成を図るとか、なぜ取組が進まないのか、そういうところの原因調査をしていかないと、島根県も中山間地域の取組っていうのは、もう何年になるのかな、30年近くやってきてるんですけども、やっぱり状況が厳しくなるっていうことは、全国的なトレンドはあるにしても、何かしらのやっぱり課題解決に向かった方策が的確に取れてないという面もあるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどう思われますか。

○中村芳信委員長

寺本中山間地域・離島振興課長。

○寺本中山間地域・離島振興課長

機運の醸成がされていないことに対策をしなければいけないんじゃないかという御指摘だったかと思います。

この機運が醸成されていない57%というのが、定性的な評価といいますか、何か明確な基準があって判断してるものかどうかというと、そうした明確な基準、何か数値的な基準があるというわけではなく、先ほど申し上げた、県には各合同庁舎に担当職員、それから中山間地域研究センターに地域研究員がおりますので、そういった職員が、我々もですけども出向いて、状況確認を全地区でいたしております。

その機運が相対的にちょっと醸成されていないというようなことになってしまうんですけども、実際は、どうしてもこの地図でこの色分けをしてしまうと、100かゼロかとか、丸かバツかみたいなことになってしまうんですけども、先ほども申し上げましたように、例えばその緑色の地区でも、比較的活発に活動が行われているところもあって、機運が醸成されていないわけではないというか、私もそういうところは気になって、いろいろ現場のスタッフに、春先に意見交換したときに尋ねてみたところ、従前から地区のカルテみたいなものがありまして、そこにチェック項目があるんですけども、どうしても従前から大きく何か変化がないものに関しては、その機運が醸成されていないところにチェックが入ったままになってしまうみたいな、ちょっとそういった状況もありまして、しっかりそこら辺は、すぐにピンクにならない地区であっても、例えば公民館エリアよりもっと小さい単位で活動が行われていて、ちょっと地区計画みたいなところまでまだ進んでない

みたいなどころもありますので、もう少しそういったところはつぶさに状況を確認して、この緑の地区でもさらにその条件が厳しいところは、危機感はその地域の方はお持ちで、何かしらの活動はされているっていうところが多いですので、もう少し詳細にそういったところはきちんと見て、一律的な対応ではなく、もちろん今も個別に丁寧にやっておりますけれども、そういった御指摘を踏まえて、細かく丁寧に、市町村と連携して対応していきたいと思っております。

○中村芳信委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○中村芳信委員長

それじゃあ、次へ行きたいと思います。よろしいですね。

続きまして、令和7年度ツキノワグマ生息状況調査の結果につきまして、農林水産部から説明をお願いします。

安松鳥獣対策室長。

○安松鳥獣対策室長

私からは、農林水産部報告事項、令和7年度ツキノワグマ生息状況調査の結果について御説明いたします。農林水産部資料の1ページを御覧ください。

まず、1ポツ、調査の概要でございます。（1）趣旨ですが、島根県内に生息するツキノワグマは、広島県、山口県と3県にまたがる西中国地域個体群として、3県で西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会において個体群を管理しております。この3県では、5年ごとに共同で生息状況調査を実施しており、このたび令和7年度の調査を行ったものです。この5年ごとの生息状況調査は、後に述べます特定鳥獣管理計画の始期の2年度前に実施しており、今回は令和9年度を始期とする次期特定鳥獣管理計画策定のため、令和7年度に調査を実施したものです。

調査は、3県の広域な調査エリアにカメラを設置するカメラトラップ法で行い、カメラに映ったツキノワグマの撮影データや、この5年間の3県でのツキノワグマの捕獲・目撃情報に基づいて推定個体数を算出したものです。

（2）の調査結果です。推定生息数は、令和7年9月末時点で690頭から1,290頭の間、中央値950頭と、前回令和2年に行いました調査に比べて減少しております。一方、分布域の面積ですが、約8,600平方キロメートルと、こちらは前回調査に比べ若干拡大しております。分布域につきましては、下の地図に示しておりますが、青字で示した線が第5回調査、前回の分布域、赤で示しておりますのが第6回調査分布域、今回のものでございます。この分布域は、令和3年度から7年度までの5年間に於いて雌の成獣が捕獲された場所や、この5年間のうち4年以上目撃情報があった場所を基に設定しており、広島県や山口県でも分布域の拡大がございしますが、島根県側でも分布域の拡大がございします。これは、県内で令和6年度に安来市内で雌の成獣が捕獲されたことにより、こちらが分布域となり、全体として拡大となったものでございます。

次に、2ポツ、今回の調査結果の取扱いです。今回の生息調査結果では、推定生息数及び分布域を出したものでございますが、この調査自体では、その増減理由について評価・検証を行っておるものではございません。このため、調査結果について、今後3県での協

議会において有識者による専門的な評価・検証を行った上で、本年の4月に改定されました国の特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和8年度版を踏まえて、3県での西中国地域の個体群の管理の方針、それから、その管理方針に基づく県の次期特定鳥獣管理計画、令和9年度から令和13年度までの5か年計画になりますが、これを策定する予定としております。

これに関しまして、次の資料2ページに、参考として国のガイドラインの改定概要をまとめております。改定のポイントは、従来の保護を基本とした考えから管理へと方針を見直したものでございまして、大きく見まして、1ポツの保護管理ユニット単位での個体群管理と、2ポツのゾーニング管理を行おうとするものです。

1ポツの保護管理ユニットの単位での個体群管理ですが、こちらは、熊の生息が全国でいろんな分布がございます。それぞれ県をまたがって分布をしておりますので、この地域ごとのまとまりを保護管理ユニットとして、この保護管理ユニットの個体数水準を設定することにより、これに応じて個体群の管理の方針を定め、保護または管理を行っていくものです。島根県は、冒頭申しましたように、広島県、山口県と3県で、西中国の地域個体群として西中国ユニットとされております。

なお、表の下、米印にありますように、ガイドラインにおいては、今回、総個体数というものが示されましたが、こちらは成獣、亜成獣、幼獣の合計とされております。成獣は大人、幼獣というのは、おおむね0歳。1歳少したちますと親離れをしていきますので、こちらの小さなゼロ歳が幼獣、その間にいるのが亜成獣でございますが、こちらの総合計が総個体数とされています。

一方、先ほど御説明いたしました生息状況調査における西中国地域個体群の推定生息数というものは、調査手法の関係上、カメラの撮影データで個体の識別が難しい幼獣が含まれていない数であることから、この西中国ユニットの今回の総個体数を何頭として、個体数水準3として今後の管理方針を定めるか、個体数水準4のいずれの区分で個体数管理を行うかについても、今後の3県協議会における評価・検証の中で整理する予定としております。ただ、いずれにつきましても、個体数水準3においても、個体数水準4においても、個体群管理の方針の目的は管理とされておりますので、その個体群を維持できる範囲で目標個体数を設定し管理することとされております。個体数水準については、その上で個体数水準を維持できる範囲、もしくはあつれきが多い場合には、個体数水準3を維持できる範囲での目標個体数設定、管理とされております。

2ポツ、ゾーニング管理です。こちらは、下に前ガイドラインとガイドライン改定版の比較表を示しておりますが、前回のガイドラインでは4つの区分で国は示しておりました。排除地域、これは人が生活する地域、防除地域は農作業などを行う地域、コア生息地というのが山間地など熊が生息する地域、その間にいるのが緩衝地帯でございます。

島根県は、現在の特定期間で既に防除地域、農作業などのものも人の生活圏ということで、排除地域の中でゾーニング管理をしてきておりますが、今回の国のガイドライン改定版では、この排除エリアと緩衝地帯の間に、新たに管理強化エリアというものが設定されることとなりました。これは、この管理強化のエリアの中で、熊の定着や排除エリアでの熊の侵入を防止するために積極的に捕獲等や生息環境管理、被害防止対策を実施するゾーンとされております。今後、県と市町村とで、ゾーニング管理の線引き設定によりまして、

必要な対策を行っていくことが求められております。

なお、ガイドラインにおいて、あつれきの低減につながる目標個体数を設定し、個体群管理のための捕獲を管理強化エリアと緩衝地帯で実施とありますが、西中国地域個体群で今後実際に個体数調整のための捕獲を行うかどうかにつきましても、今後の3県協議会における評価・検証の中で、目標個体数の設定とともに整理していくこととなると考えております。説明は以上です。

○中村芳信委員長

これに対して何か質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○中村芳信委員長

それでは、御発言がないようでありますので、この問題につきましてはこれで終わります。よろしくお願いします。

本日の報告事項は以上でございますけど、この際、何かございますか、その他。

池田委員。

○池田委員

各町村、特に中山間地域・離島の町村でいろんなものをデータ管理しているわけがございます。全てのことがデータ管理されております。そのデータ管理の方法も様々ございまして、それぞれがやっていたらと。ただ、やはり特に中山間地域・離島の町村というのは人員が乏しいわけでございますので、その全てのデータをうまく管理できているかっていうと、メンテナンスとか、例えばデータの更新ですとか、そういうことをうまくタイムリーにできているかっていうと、なかなか難しいということで、政府のほうでガバメントクラウドというのをつくりまして、そちらにデータ管理を一緒にやってあげると。そこはしっかりしたデータ管理ができていますので、問題ないからということで、そういうことを進めてきているわけでございますが、島根県もそうでございますが、全国的にも今、登録が50%前後ということでなかなか進んでおりません。このデータ管理ってすごく大事でございまして、例えば、皆さん御存じかと思いますが、アサヒビールのああいう問題が起こったときなんかは、やっぱりそういう形で脆弱性のところに攻撃されて、いろんな不具合が起きているわけでございます。例えば、町村におきましても、公立病院で、そういうデータの書換えみたいなことをやられて、大変な被害を受けたところもあるわけでございますが、こういう形で、ちょっと進んでいない状況にあるわけですが、そこで質問ですけど、島根県として、人員も足りない町村におけるデータ管理について、どういうふうにやっていきたいのか。それと、国が進めていますガバメントクラウド、これへの取組について、県としてはどういうふうに考えていらっしゃるのか、今後の方向性も含めて、まずはお答えをいただきたいと思います。

○中村芳信委員長

清水デジタル戦略室長。

○清水デジタル戦略室長

御質問にお答えいたします。市町村のほうでは確かに体制が、特に小さな自治体では脆弱になっておりまして、情報を取り扱う部門の職員が他の、例えば総務ですとか、防災の仕事も兼務をするというような、いわゆる「一人情シス」といったような状況がある町村

も存在するところでございます。そういった状況に対して、県のほうも支援を今行っておりまして、そういった市町村のデジタル情報部門の職員に対する支援というものは委託によって行っております。

先ほど、アサヒビールの件についてもお話がございましたけれども、市町村に対して、県のほうでは自治体情報システムの標準化の支援、それから共同調達の支援を行っているところでございます。

もともと国のほうは令和8年3月までに、令和7年度中に標準化を終えるというふうにされておりましたけれども、短い期間でシステム業者の対応が集中したということもありまして、国のほうではその期限を5年間最大で延長されたというところでございます。

島根県におきまして、19市町村中10の市町村でシステムの対応が終わっているという段階でございますので、これについては引き続き県のほうも、市町村に対する標準化の支援、共同調達の取組の支援というものをしっかりと行ってまいりたいと思っております。それに伴いまして、市町村の負担の軽減、そういったものも同時に図っていきながら、セキュリティー対策についても、市町村のほうでしっかりとやっていただけるような体制というものを一緒につくっていきたいと思っております。

○中村芳信委員長

池田委員。

○池田委員

ガバメントクラウドに移行できない主な理由の一つに、移行後の、いわゆるランニングコストが現状のコストより高いようなことが起こっていること、あるいは各自治体はそれぞれに、自分たちの都合のいいような形でいろいろつくっていますので、それにちゃんと移行できるように、先ほども言われましたけど、人員もいないってことで、なかなかうまくいかないというような状況もございます。

ただ、これ、注意してもらわないと、今すごくAIが進んでおりまして、皆さん御存じのとおり、すごく高度なAIがいろんなソフトの脆弱性をすぐに追求することがどんどんできておりまして、それが民間に落ちてくると、一般の人がそういう攻撃をしたりとか、そういう危険性が起こってくるわけですね。そういうことがこれから心配になってきますので、できるだけ早く、今までデータの重要性というものをしっかり市町村に、特に中山間地域・離島の町村に伝えて、うまくデータ管理がしていただけるような体制をつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つ、よろしいですか。今、国のほうが本当に前のめりでやっているのが、いわゆる関係人口の醸成みたいな形で、二地域居住なんかを進めようとしておりまして、その中で今、ふるさと住民登録制度というのが進んでいるわけですが、これって、特に首都圏とか、人口が多い地域に近い地域であればすごく有効的なわけですが、島根のように離れている地域におきましては、大変負担の大きい制度ではないかと思っております。このふるさと住民登録制度について、ちょっと説明をしていただけますでしょうか。

○中村芳信委員長

川合しまね暮らし推進課長。

○川合しまね暮らし推進課長

しまね暮らし推進課、川合でございます。ふるさと住民登録制度の状況について御説明をいたします。

現在、総務省におきまして、ふるさと住民登録制度の全国での運用について検討を進められているところでございます。今年度におきまして、全国のほうでモデル事業の対象となる地域の募集がございまして、島根県においては出雲市がそのモデル地区に手を挙げて、今、国と一緒に事業の構築を検討していらっしゃるところです。そのモデル事業の成果を見まして、今年度中のところで総務省におきまして、スマホのアプリを開発中でございます。その検討状況を受けまして、国のほうから全国の都道府県のほうへ、その仕組みについて導入するのかどうかという意向調査を踏まえて、導入について本格的に検討をすることとなっております。

島根県におきましては、現在のところ県内の数市町におきまして、その導入について検討をしたいというようなお話を聞いておりますので、今後、市町村とも意見交換をしながら、導入について検討をしてみたいと思います。

その一方で、なかなか情報発信ですとか、プレミアムの準備ですとか、自治体にとりましては負担の大きいようなところもあると聞いております。このふるさと住民登録制度は関係人口を広めていくという国の施策ですが、島根県においては「しまっち！」といいまして、関係人口を広めていくような取組を独自に進めておりますので、こちらとの関係性も含めて検討をしてみたいと考えております。以上です。

○中村芳信委員長

池田委員。

○池田委員

先ほど、ちょっと説明がありましたけど、ふるさと住民登録制度を、特に島根県でいえば中山間地域・離島なんかも各地域でもって市町村で登録してもらって、それにプレミアムをどうするかみたいなこともまた出てくると思うし、結構、町村の負担になるわけでございますよね。ふるさと納税制度なんかと一緒に、地域に、地方にいろんなことをやらせて、政府が上からただ見ているだけのような、そういう政策にしか私は見えません。地域が本当に苦勞するばかりで、本当にそれに意味があるのかなというのがありますので、先ほど説明がありましたように、島根県の「しまっち！」のようないい制度がありますので、今後どういう形でこのふるさと住民登録制度なんかをやっていくのか。私が心配しているのは、その登録をしないと、例えば交付税なんかの措置に何か不利な面が起こるとか、そういうことが一番心配でございまして、それをしっかりやらないと駄目だよみたいなことを言われると、またこれ困るので、そういうことがないように、しっかり政府のほうにも言っていかなきゃいけないし、市町村においても、特に中山間地域・離島なんか、本当に人員が少ないところはそういう手続をすることも大変でございまして、そういうことはなるべくないような形で、どう進めていくのかっていうことを、しっかり県としても考えていただきたいと思うわけですが、いかがでございましょうか。

○中村芳信委員長

川合しまね暮らし推進課長。

○川合しまね暮らし推進課長

池田委員のおっしゃるとおりだと思っております。プレミアム登録ですとか、その地域

の担い手の活動を用意するということも、市町村の皆さんにとっては大変な面もあるかと思います。また、ふるさと納税のように、地域間の競争につながっていくというなおそれもあるかと思っています。今のところ、ふるさと住民登録制度の担当を置くための人員の予算につきましては、特別交付税が措置されるというような話を聞いておりますが、そちらについても、まだ政府のところで検討の状況だと聞いておりますので、市町村にとっても、県にとっても、人的にも金銭的にも過度な負担とならないような仕組みとなるよう、県からも意見を申し上げていきたいと考えております。以上です。

○中村芳信委員長

池田委員。

○池田委員

これが最後ですけど、本当に政府は前のめりで、本当に本当に心配してるところでございます。特に、本当に人員の少ない町村におきましては、中山間地域・離島の町村におきましては、すごく負担になってくるような制度でございますので、それが負担にならないような形で、島根型でしっかりとできるような体制を国のほうにも求めていただきたいし、県のほうでも考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○中村芳信委員長

ほかにございますか。

吉田委員。

○吉田委員

すみません、今、池田委員が言われたこと、海士町は先駆してやっていますよね、御存じですよね、アンバサダー制度の一環なんですけども。これ、ランニングに関しては、地元に来ていているいろんなＩターン者がいますので、そういうところが仕事として請け負っているような状況があります。ふるさと住民登録制度、これによって、たしか１万円でしたかね、払えば準住民だということで、これは住民扱いとして、要するに隠岐汽船が半額になるんですよ。ふるさと納税みたいなもんです。そういう制度が既にスタートしていて、そしたらファンになって、二、三回やってくればもう元が取れるという状況。そういったものを全島に広げていただきたい、そういったものが全県に広がれば、そこに新しい島根の、それを請け負う事業者が生まれるという、そういった意味でプラスに捉えて、私はしっかり取り組んでいただきたいなと思っております。お願いします。

○中村芳信委員長

ほかにございますか。

福井委員。

○福井委員

すみません。先ほど質問し忘れたんですけど、ツキノワグマのところですがよろしいですか。その他のところですけど。

○中村芳信委員長

どうぞ。

○福井委員

すみません。先ほど聞き忘れたんですが、ツキノワグマの生息状況の結果で、調査結果の取扱いのところで、これからガイドラインを踏まえて、次期特定鳥獣管理計画を策定と

ということですが、そのスケジュール感をちょっと教えていただきたいというのが1点と、あと、ガイドラインの改定版で、次のページ、緩衝地帯とかコア生息地の中でも、排除エリアと管理強化エリアの設定が可能となっておりますけど、この辺のところの国が示した考えについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○中村芳信委員長

安松鳥獣対策室長。

○安松鳥獣対策室長

福井委員の御質問にお答えいたします。まず、次期特定鳥獣管理計画のスケジュール感でございますけども、3月末の策定を目指して作業を進めていくことになります。このため、年内に素案というものをとおおむねつくりまして、関係市町村など、あるいは関係者への意見照会をしながら策定していくことになりますので、今後、今年度、いろんな調査をまとめて策定していく流れとしております。

2点目でございますが、ガイドラインの改定版にあります管理強化エリアということでございますけども、これまで排除エリアと緩衝地帯というものがあったわけなんですけども、この間に人の日常生活圏というものの出没が近年相次いでいることから、国において管理強化エリアというものを設け、ここで侵入を防ぐということを考えたのではないかと推察しているところです。これまでのところでは、緩衝地帯と排除エリアという、言わば生息しているところと、それから人が生活しているところ、それと熊の生活しているコア生息地、間にある緩衝地帯でありましたけども、どこで熊とのすみ分けをしていくかということが、必ずしも明確でなかったのではないかといいところがありまして、この管理強化エリアを設定することによりまして、対策をどこで中心にやっていくかということをも明らかにしたものと考えております。以上です。

○中村芳信委員長

福井委員。

○福井委員

いや、お考えは分かりましたけども、冒頭、山本農林水産部長のほうからも挨拶がありましたように、邑南町で先般も森林作業の方が襲われるというか、細かいところを聞くと、そこに熊がいるのは分かったけど、防御するもの、例えば熊スプレーとか、たまたまそのときは持って行ってなかったんで、それがあれば、まだ距離がちょっと離れてたので、もしかしたら大丈夫だったかもしれないという証言もちょっとお聞きしたんですけど。あとは、地元の森林組合長とお話をしたら、やっぱりどうしても作業するのに山の中に入っていくと林業はできませんから、非常にいろんな装備をちゃんとして、重たいものを持って山の中に入っていくんですけど、この間も木を見るために2人一組で行かせたけど心配で、連絡を取ろうとするけど連絡が取れないから、もしかしたら熊にやられてるんじゃないかと。要は、携帯とかつながらないところとかになると、GPSで衛星の分を持っていかなきゃ駄目かなみたいな、その辺の把握もしにくいというところで、これ、なかなか林業のほうにも関わってくる、命に関わってくる話だと思うので、これ。この間のところは、これで言う緩衝地帯か、コア生息地の境目ぐらいのところかなと思いますけども、そこら辺も考えた上で次の次期特定鳥獣管理計画も考えていただけたらと思いますし、私どもが帰ると、毎日のように、どこで熊を見たっていう話があるぐらい、私自身も県道とか

を横切ってるところを車で通ったこともありますし、日常茶飯事で人里に出てるのはすごく感じる、たまたま襲われてないっていうだけで。郵便配達の方なんか、バイクで山の中を通っていかれますので、恐ろしいと言いながらやられてますので、その辺の対策っていうのはなかなか難しいとは思いますが、そういうところも考えながら、そういう対策のことも、先ほど冒頭言われましたけど、通知を出したりしたっていうことだったんですけど、そういう日常生活の中でも市町村とやっぱり話をして、自分たちで身を守るっていうことも、一緒に併せて考えていただければというふうにお願いをしておきます。以上でございます。

○中村芳信委員長

よろしいですか。ほかには。

ないようでございますので、以上で所管事項の調査を終わります。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

次回の委員会は、9月定例会中に開催をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日予定しております議題は以上ですが、この際、委員の皆さんから何かございましたらお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○中村芳信委員長

それでは、以上で中山間地域・離島振興特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。